

付 錄

工業統計調査規則 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
(抜粋) 最終平成7年11月9日通商産業省令第96号改正

(省令の目的)

第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）について行う。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所名及び所在地

2 会社名

3 本社又は本店名及び所在地

4 他事業所の有無

5 経営組織及び資本金額又は出資金額

6 従業者数及びその内訳

7 常用労働者毎月末現在数合計

8 現金給与総額

9 原材料、燃料及び電力使用額

10 委託生産費

11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額

13 製造品出荷額

14 加工貢及び修理料収入額

15 内国消費税額

16 主要原材料名

17 作業工程

18 敷地面積及び建築面積

19 工業用水使用量及びその内訳

(調査票の様式)

第7条 甲調査及び乙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わ

せ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票等の提出)

第11条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第12条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第13条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、調査票の内容を収録した磁気テープ3部を作成して1部を保存し、準備調査名簿1部を翌年4月30日までに、調査票1部及び調査票の内容を収録した磁気テープ2部を翌年6月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(事故の場合の措置)

第14条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があった場合には、通商産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

第16条 削除

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合な行為があったときは、解任することができる。

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第19号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 経営組織

6 従業者数

7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 都道府県知事の保存する調査票を収録した磁気テープの保存期間は2年とし、通商産業大臣の保存とする調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

乙 工業調査票 (従業者29人以下の事業所用)

は、各項目の説明をよく読みてください。
金額は「一円」未満を四捨五入して、「円」まで記入してください。

工業統計表公表物一覧

平成 7 年 工 業 統 計 表		発 行 所	発 行
産業編 〔産業別統計表 従業者規模別統計表 都道府県別統計表〕		(財)通商産業調査会	平成 9 年 1 月
※1 産業編	大蔵省印刷局	平成 9 年 4 月	
※1 品目編	〃	平成 9 年 5 月	
※1 市町村編	(財)通商産業調査会	平成 9 年 6 月	
※1 工業地区編	〃	平成 9 年 7 月	
※1 用地・用水編	大蔵省印刷局	平成 9 年 7 月	
※1 企業統計編	〃	平成 9 年 11 月	
平成 7 年 ※2 工業統計詳細情報	(財)通商産業調査会	平成 9 年 8 月	
平成 7 年 産業細分類別統計表 (通商産業局別・都道府県別表)	(財)通商産業調査会	平成 9 年 8 月	

上記※1の刊行物については磁気テープ及びCD-ROMによる提供も行っています。

なお、※2については、磁気テープ及びCD-ROMによる公表のみ行っています。公表している表は以下のとおりです。

- { 1 都道府県別・産業細分類別表
- 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
- 3 市区町村別・産業中分類別表(従業者 4 人以上)

提供先 (財)通商産業調査会 経済統計情報センター

住所 東京都中央区銀座 2-8-9 木挽館銀座ビル 電話 03-3535-5348

I・2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模	(金額単位:万円)						頁
事業所数		従業者数 (12月末現在)		個人事業主及び家族従業者		合計		延常用労働者(人)	
男(人)		女(人)		男(人)		女(人)		合計(人)	
製造品出荷額等		現金給与総額		加工賃収入額		修理料収入額		くず廃物の出荷額	
原材料使用額		その他の収入額		合計		常用労働者		その他現金給与	
燃料使用額		合計		委託生産費		年 初 現 在 高		合計	
土地		有形固定資産額(9人以下を除く)		土地		土地以外のもの(計)		(建物及び構築物)※	
土地以外のもの		(機械及び装置)※		(その他の)※		(建物及び構築物)※		(機械及び装置)※	
有形固定資産額(9人以下を除く)		取 得 額 (中 古)		在 庫 額		年 初 在 庫 額		年 末 在 庫 額	
土地以外のもの(計)		(建物及び構築物)※		(機械及び装置)※		(その他の)※		製造品	
在 庫 額		半製品及び仕掛品		原材料及び燃料		合 计		半製品及び仕掛品	
年 末 在 庫 額		年 初 在 庫 額		事 業 所 敷 地 面 積 (m ²)		事 業 所 建 築 面 積 (m ²)		事 業 所 延 建 築 面 積 (m ²)	
原 材 料 及 び 燃 料		(従業者29人以下)		(従業者29人以下)		(m ²)		(m ²)	
合 計									
水		源 別 用 水 量 (m ³ /日)		公 共 水 道		淡 水		海 水	
工 业 用 水 道		上 水 道		地表水・伏流水		井 戸 水		そ の 他	
用 途 别 用 水 量		合 計		回 収 水		合 計			
ホイラー用水		原 料 用 水		製 品 处 理 用 水		冷 却 用 水		温 調 用 水	
海 水		合 計		そ の 他		原 料 用 水		製 品 处 理 用 水	
其 の 他		付 加 値 価 額		租 付 加 値 価 額		有 形 固 定 資 産 投 資 終 額 (29人以下を除く)		有 形 固 定 資 産 年 末 現 在 高 (9人以下を除く)	
合 計						付 加 値 価 率 (%)		現 金 給 与 率 (%)	
分 配 率 (%)		現 金 給 与 純 額		製 品 出 荷 額 等 (除内国消費税額)		生 产 额 (除内国消費税額)		付 加 値 価 額	
従 業 者 一 人 当 たり		I 事 業 所 当 たり		I 事 業 所 当 たり		従 業 者 一 人 当 たり		製 品 出 荷 額 等 (除内国消費税額)	
現 金 給 与 純 額		生 产 额 (除内国消費税額)		付 加 值 価 額		生 产 额 (除内国消費税額)		付 加 値 価 額	
製 品 出 荷 額 等		生 产 额		付 加 值 価 額		生 产 额 (除内国消費税額)		付 加 値 価 額	
くず・廃物の出荷額		その他の収入額		合 計					

平成 7 年

工 業 統 計 表

企業統計編

平成 9 年 11 月 17 日 印 刷

平成 9 年 11 月 28 日 発 行

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	(金額単位:万円)						頁
事業所数	従業者数(人)	現金給与純額(円)	原材料使用額等	製造品出荷額等	加工賃収入額	修理料収入額			
製造品出荷額等				製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額			
くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合 計		生 产 额	付 加 値 価 額	租 付 加 値 価 額			

編集者 通商産業大臣官房調査統計部

東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話 03(3501) 1511

印 刷 大 藏 省 印 刷 局

東京都港区虎ノ門 2-2-4

電 話 03(3587) 4285~4287
(業務部図書課ダイヤルイン)